

令和 5 年 7 月 7 日

都内各医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局医療政策部長  
遠 藤 善 也  
( 公 印 省 略 )

勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始に伴う  
特例労務管理対象機関の指定申請の受付について

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月からの勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始に向け、各医療機関におかれましては医師の働き方改革の取組を推進しているところと存じます。

東京都では、特例水準（B 水準・連携 B 水準・C-1 水準・C-2 水準）の指定業務を円滑かつ適正に進めるため、別紙のとおり東京都特定労務管理対象機関指定要綱（以下「要綱」という。）を制定いたしました。

つきましては、特例水準の指定を受ける必要がある医療機関は、要綱に基づき、下記受付期間に遺漏なく申請いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、申請いただくに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書が必要となりますので、遅くとも令和 5 年 8 月末までに、医療機関勤務環境評価センターの受審をお願いいたします。

記

1 申請受付期間（令和 5 年 1 月 1 3 日付 4 福保医人第 2 1 0 4 号で通知のとおり）

第 1 回 令和 5 年 7 月 1 8 日（火曜日）から 8 月 3 1 日（木曜日）まで

[令和 5 年 1 0 月予定の医療審議会で意見聴取]

第 2 回 令和 5 年 1 1 月 1 日（水曜日）から 1 2 月 2 8 日（木曜日）まで

[令和 6 年 2 月予定の医療審議会で意見聴取]

2 提出書類

別紙 1 「東京都特定労務管理対象機関指定要綱 提出資料一覧」のとおり

※ 別紙 2 「提出書類チェックシート」にて提出書類を確認の上、提出してください。

※ 水準ごとに提出書類が異なるため、御注意ください。

※ 指定申請に係る様式等は、東京都保健医療局ホームページに掲載しています。

URL :

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iry/sonota/kinmukankyoukaizen/tokuteiroumukanri/taishoukikan.html>

### 3 提出方法

申請書類一式のデータを（１）により提出してください。また、原本の提出が必要な書類（開設者の押印が必要な書類）は、（２）により郵送してください。

#### （１）データ提出方法

下記いずれかの方法により提出してください。なお、各データのファイル名に医療機関名を記載してください。

##### ① G-MIS にアップロード

G-MIS ログインページ URL : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

※ G-MIS から医師労働時間短縮計画の作成（ワード等で作成した時短計画のアップロードも可）と東京都への指定申請を行えます。

※ 時短計画の策定や指定申請に関する情報の入力及び添付書類のアップロード等に当たっては、患者情報等の個人情報を含むことのないよう御注意ください。

※ 各医療機関のユーザ名及びパスワードは、既に医療機関が使用しているものを御利用ください。

※ G-MIS の操作マニュアル及び説明動画は、厚労省が運営する「いきいき働く医療機関サポート Web」の医師の働き方改革の制度解説ページに掲載されていますので、御参考ください。

URL : <https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

##### ② メール送付

メール送付先 : [S1150404@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1150404@section.metro.tokyo.jp)

※ メール件名は、「（医療機関名）特例水準対象医療機関指定申請書類」としてください。

※ 東京都では 5MB まで受信可能です。データ容量が大きい場合は、複数回に分けて送信してください。

#### （２）原本提出方法

下記郵送先に送付してください。

郵送先 : 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当 行

※ 封筒に「特例水準対象医療機関指定申請書類」と朱書きしてください。

### 4 指定結果

医療審議会で意見を聴取し、特例水準の指定可否を決定後、医療機関あて結果を通知します。なお、東京都保健医療局ホームページで指定結果の公示、医療機関勤務環境評価センターの評価結果の公表を実施します。

## 5 その他

(1) 特定水準を申請する医療機関は、別紙3「特定労務管理対象機関の指定に係る業務・指定要件」にて指定要件等を確認の上、提出してください。

(2) 東京都医療勤務環境改善支援センターでは、医師労働時間短縮計画の作成等、医療機関の取組を支援しています。支援を希望する病院は、東京都保健医療局ホームページを御覧ください。

URL :

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/sonota/kinmukankyoukaizen/kinmukankyoukaizen/index.html>

(3) 厚生労働省が運営する「いきき働く医療機関サポート Web」に「医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド」が掲載されています。令和6年4月までに医療機関が行うべき手続きや医師の働き方改革制度の仕組みをわかりやすくまとめたパンフレットです。医療機関内で制度に向けた準備を進める上での参考として御活用ください。

URL :

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/files/Attachment/462/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%EF%BC%94%E6%9C%88%E7%99%BA%E8%A1%8C%E3%80%80%E5%8C%BB%E5%B8%AB%E3%81%AE%E5%83%8D%E3%81%8D%E6%96%B9%E6%94%B9%E9%9D%A92024%E5%B9%B4%EF%BC%94%E6%9C%88%E3%81%BE%E3%81%A7%E3%81%AE%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89.pdf>

### 【担当】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当 鶴見・山田・望月

電話：03-5320-4441（直通）

E-mail：[S1150404@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1150404@section.metro.tokyo.jp)

### 【東京都医療勤務環境改善支援センター】

電話：03-6272-9345